

かすがい市民文化振興プラン

春日井市

《 目 次 》

第1章 はじめに

プラン策定の趣旨	1
プランの目標期間	2

第2章 文化振興プランの基本的な考え方

文化振興の基本的視点	3
プランに掲げる分野の特定	3
春日井市の文化資源	3
1 歴史的な文化資源	3
2 特色ある文化活動	4
3 文化活動を行う人や団体	4
4 文化施設	5
文化を担う主体の責務	6
1 市民	7
2 企業等	7
3 財団	7
4 市	7
文化施策の進行管理と評価	7

第3章 文化振興プラン

基本目標	9
実施目標	9
1 人と人がつながる ～市民が主役となる文化活動の支援～	9
2 人とまちがつながる ～“文化力”による地域の活性化～	9
3 未来・世界へつながる ～特色ある“春日井文化”の創造と発信～	10
体系一覧	11
施策	12
施策1 文化を楽しむ輪を広げる	12
(1) 地域の文化活動を活性化する	12
(2) 将来の文化活動を担う人材を育成する	13

(3) 芸術家等の文化活動を活性化する	13
(4) 文化や芸術を鑑賞する機会を提供する	14
施策2 文化を応援する土壌を育てる	14
(1) 人的支援を行う市民の活動を活性化する	14
(2) 経済的支援となる市民の寄附等を増やす	15
(3) 物的支援を行う市民の活動を活性化する	15
施策3 文化の力でまちを元気にする	15
(1) 書に関する文化交流を行う	15
(2) 市民の文化交流を推進する	16
施策4 文化の拠点を整える	16
(1) 各種文化施設の整備を検討する	16
施策5 過去からの贈り物を未来へ受け継ぐ	17
(1) 文化財を保護し活用を図る	17
(2) 子どもたちが伝統文化に親しむことができる機会を提供する ...	18
(3) 文化財関連の施設を整備する	18
施策6 春日井文化をはぐくむ	18
(1) 「書のまち春日井」を推進する	18
(2) 自分史のまちづくりを推進する	19
施策7 文化を広く発信する	19
(1) かすがいデジタル博物館を充実する	20
(2) 文化情報を広く発信する	20

参考資料

1 春日井市文化振興基本条例	21
2 プラン策定の経緯	25
3 文化懇話会設置要綱・委員名簿	27
4 文化施設一覧	30

第1章 はじめに

プラン策定の趣旨

平成13年12月に公布された文化芸術振興基本法の前文には、「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは人々の変わらない願いである。」と記され、また「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。」と記されています。この基本法の規定に基づき、平成14年に文化芸術の振興に関する第1次基本方針が示され、我が国の文化芸術の振興が図られてきたところですが、文化芸術の今日的意義や第1次基本方針策定後の諸情勢の変化を踏まえ、平成19年2月には第2次基本方針が策定されたところです。

本市においては、国に先がけて平成13年に「かすがい市民文化振興ビジョン(以下「ビジョン」といいます。)」を策定しました。このビジョンでは、市民が、高度経済成長によってもたらされた「物質的豊かさ」から、生活水準の向上と余暇時間の増加に伴う「こころの豊かさ」を強く求めるようになったことを背景に、地域に対する誇りや愛着を大切にしながら、日々の生活の中で知的で芸術的な文化活動を通して本市の文化レベルを高めるため、自分らしさや生きがいを目指した「自己実現ができるまち春日井」をメインテーマに掲げ、市民一人ひとりの文化活動支援、個性的で魅力ある「文化のまち春日井」の創造・発信をサブテーマとしています。その文化のまちづくりの精神は今も生き続け、市民文化の振興に関する施策の指針となっています。

また、平成14年7月には「春日井市文化振興基本条例(以下「基本条例」といいます。)」を制定しました。この基本条例では、本市の文化資産の継承、暮らしの中の文化や伝統の観点から個性的で魅力溢れる「文化のまち春日井」の創造を基本理念に掲げ、文化の担い手として市民、企業等、財団法人かすがい市民文化財団(以下「財団」といいます。)、市の四者の責務を明らかにしています。このように本市では、「ビジョン」と「基本条例」を両輪として市民文化活動を推進し、市民メセナ活動の支援など市民との協働による文

化振興を始め、文化活動の拠点の整備と充実、「書のまち」や「自分史」など特色ある市民文化活動の支援に努めてきました。

ビジョンの策定から7年が経過し、また、その目標年次が平成20年であることから、これまで取り組んできた本市の文化芸術行政全般を検証し、基本条例の理念を継承しつつ、第5次総合計画との整合を図りながら、新たな市民ニーズに対応した実施計画として「かすがい市民文化振興プラン（以下「プラン」といいます。）」を策定することといたしました。このプランでは、市民文化の振興に向けた取組や施策と役割などを体系化し明らかにしてまいります。

プランの目標期間

このプランの目標期間は、平成20年度を初年度として、平成29年度を目標年次とする10年間とし、おおむね5年をめぐり見直します。

【用語の説明】

市民メセナ活動

メセナとは文化・芸術の擁護・支援を意味するフランス語で、文化振興基本条例では、市民が市民の文化活動を擁護または支援する活動と定義しています。

書のまち

書道史上の三跡として著名な小野道風の生誕伝説が残る本市は、書道文化の振興に力を入れ「書のまち春日井」を全国に標榜しています。

自分史

自分が体験してきたことを積み重ねた自分の歴史のことをいいます。

≡≡ 第2章 文化振興プランの基本的な考え方 ≡≡

文化振興の基本的視点

文化の振興にあたっては、自主性と創造性が尊重されなければなりません。また、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、誰もが等しく鑑賞することや創造することができる環境づくりと、環境の醸成に努めなければなりません。そして、地域が持つ多様な文化を保護し、発展できるよう配慮していかなければなりません。

文化は、すべての市民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠であり、地域の社会的財産であります。少子高齢化の進展とともに文化芸術の担い手も減少し、地域社会のつながりも希薄になりつつある今こそ、一層の文化振興が必要であると考えます。

このプランでは、「文化」を人とのつながりを大切にしつつ、自分らしく生きていくために欠かすことのできないものと捉え、市民一人ひとりがより人間らしく生きていくことができるよう市民文化の振興に努めてまいります。

プランに掲げる分野の特定

文化が、人々の生活や価値観など様々な分野に関わる総体であることから、「生涯学習」「スポーツ」「都市景観」など広い意味での文化の分野、「教育」「環境」「国際交流」などのように文化との関連が強い分野についてはこのプランの対象としないこととし、「文化」「芸術」及び「文化財」を対象としたプランづくりとします。また、文芸館、市民会館、道風記念館、図書館などの文化拠点施設についても対象とします。

春日井市の文化資源

1 歴史的な文化資源

春日井の歴史は古く、旧石器時代から近世まで200か所を超える遺跡の所在が確認されています。そのなかの下原古窯跡群で製作された埴輪や須恵器を、八田川の水運を利用して味美二子山古墳に供給していたと推測されて

います。

また、市内には、日本武尊（やまとたけるのみこと）の伝説にまつわる、「内津（うつつ）町」「神屋（かぎや）町」などの地名も残っています。

平安時代には、三跡の一人に数えられる書聖小野道風が現在の松河戸町で生まれたと伝えられています。人々は、道風がここで生まれたという言い伝えを誇りとし、「とうふうさん」と呼んで親しんできたことから、この地域は書道の盛んな土地柄となりました。

江戸時代には、名古屋城下から勝川、坂下、内津を経て中山道の大井宿へ向かう庶民の道「下街道」があり、勝川などは街道沿いの宿場町として栄えたことにより、文化や教養が高められたと考えられます。

その後、昭和30年代からの高度経済成長の時代、名古屋市に隣接し、交通手段にも恵まれ、高蔵寺ニュータウンなど良好な住環境の整備を積極的に進めたことから人口が急速に増加し、住宅都市としての性格を色濃くしました。このことが、市民の文化のあり方にも影響を与えてきたと考えられます。

2 特色ある文化活動

本市では、平安時代の書聖小野道風が春日井で生まれたとされる伝説にちなみ、古くから人々が書に親しんできました。その文化的伝統を継承していくため「書のまち春日井」を合言葉に、小野道風の偉業をたたえる書の全国公募展「道風展」を始め、書に関する各種の事業に取り組んでいます。

財団は、平成12年に本市の出資により、文化振興の推進役として設立されました。個性的な文化の重要な担い手として、全国的にも誇れる質の高い自主文化事業を幅広く展開しています。また、全国から注目されている日本自分史センターの運営を行い、「自分史」活動の拠点として市民による活発な活動が展開されています。

3 文化活動を行う人や団体

市内では、数多くの文化団体が活動しています。文化団体は市民に対し、演奏会や展覧会などを実施することで文化や芸術の鑑賞機会を提供するとともに、講座などによる指導や活動支援等を行っています。

平成15年度から活動を行っている春日井市文化ボランティアは、「市民

メセナ活動」の重要な担い手であり、市民の文化活動への様々な支援を行っています。

さらに、地域の団体や多くの市民が市内に残る有形・無形の文化財の保護、保存と継承に努めています。

4 文化施設

市内には、市民の文化活動拠点として各種の文化施設があります。これらの施設には多くの人が集まり、市民文化を創造し発信する場となっています。

文化フォーラム春日井（文芸館・図書館）

本市の文化芸術活動の拠点施設として、市民に鑑賞や発表の場を提供しています。また、文化情報を提供することにより、文化活動をサポートしています。

図書館は、生涯学習の場を提供するとともに「書のまち春日井」にふさわしい書道関係図書の収集にも努めています。

市民会館

市内最大のホールで約1,100人の収容が可能です。コンサートや演劇、映画などの開催に利用されています。

道風記念館

小野道風の偉業をたたえ後世に伝えるための、全国でも数少ない書道専門の美術館です。道風並びに平安時代を中心とした書に関する研究や、近代・現代の書作品を展示しています。

郷土館

下街道沿いにある江戸時代末期の建築物で、下街道に関連した資料や商家の道具などの展示や、昔の遊びの親子教室などを行っています。

民俗・考古展示室

市が所蔵する民具や市内遺跡から出土した考古資料を中央公民館内に展示しています。

四つ建て民家

市指定有形民俗文化財である市内の農家の母屋を中央公民館の敷地内に移築し、昔の暮らしの風景を再現しています。

神屋古窯センター

市内の古窯を移設保存し、現在は神屋第1号窯、桃山第8号窯を移設しています。

八二ワの館

国指定史跡の二子山古墳傍らにある、円墳をイメージした外観の施設です。ガラス越しに古墳を望むことができる扇形の多目的ホールや埴輪の展示コーナーがあります。

ハーモニー春日井（青年の家）

音楽芸能などの文化活動や、心身ともに健全な青少年の育成を図る活動に利用できる施設です。

東部市民センター

500人収容のホールを備えた東部地区の文化の拠点施設としてコンサートや演劇、映画などの開催に利用されています。

公民館

中央公民館、知多公民館、鷹来公民館、坂下公民館では、各種講座を開催し、教養の向上や仲間づくりの場として利用されています。

ふれあいセンター

味美ふれあいセンター、高蔵寺ふれあいセンター、南部ふれあいセンター、西部ふれあいセンター、鳥居松ふれあいセンターでは、各種講座の開催のほか、トレーニング室などを配置しており、健康づくりの場としても利用されています。

その他の施設

以上の施設のほか、次の施設で文化活動の利用ができます。

- ・ レディヤンかすがい（青少年女性センター、勤労青少年ホーム）
- ・ グリーンパレス春日井（勤労福祉会館）
- ・ 総合福祉センター
- ・ 福祉の里レインボープラザ

文化を担う主体の責務

基本条例では、第4条から第7条において「市民」「企業等」「財団」「市」を文化の担い手としてその責務を規定しています。それぞれの責務は次のとおりです。

1 市民

文化の主役として、自主的に文化活動を展開するとともに、その活動を互いに理解し、支援するよう努めなければなりません。

2 企業等

企業等とは、広く民間団体を指し、具体的には「会社、商店などの事業所」「区、町内会などの地縁団体」「商工会議所、大学、農協、社会福祉関係団体などの公益法人」をいいます。地域社会の一員として自主的に文化活動を展開するとともに、市民の活動の支援に努めなければなりません。

3 財団

優れた文化や芸術を鑑賞できる機会を提供するとともに、市民の文化活動を支援することにより、個性豊かな市民文化の創造と発展に努めなければなりません。

4 市

基本条例第3条の基本理念にのっとり、文化の振興について市の特性に応じた施策を総合的に策定し、実施しなければなりません。

また、将来にわたって市民が文化を創造し享受できるよう、市民の文化に対する関心及び理解を深め文化の発展に努めなければなりません。

文化施策の進行管理と評価

このプランに示す施策を効果的に展開し多彩な文化事業を実施するためには、施策の進行を体系的に管理することが重要です。例えば、施策ごとに指標を定めその達成度を評価し、その評価を踏まえて新たな施策や事業を展開

することによりさらに文化の振興を推進できるものと考えます。

このため、市民や行政と連携をとりながら施策を展開し評価する組織として、市内外の文化関係者や学識者等で構成する第三者機関を設置することも必要であると考えます。

第3章 文化振興プラン

基本目標

基本条例では、文化振興のための基本理念として、

- 1 市民一人ひとりの自主性・創造性の尊重
- 2 市民・企業等・財団・市の協働
- 3 すべての市民が文化活動を行うことができる環境の整備
- 4 多彩な分野・多様な水準にわたる文化の保護・発展
- 5 市民の意見の反映

と定めています。

このプランでは、基本条例で定めたこれらの基本理念を実現するため、基本目標を次のとおりとします。

文化でつながるまち春日井

～ “文化のまち春日井” の創造と発信 ～

実施目標

基本目標を達成するために、「つながる」をキーワードとして次の3つの実施目標を定めます。

1 人と人がつながる

～ 市民が主役となる文化活動の支援 ～

市民メセナ活動など、それぞれの立場から市民の自主的な文化活動を支援することにより、人と人がつながる文化のまちづくりを目指します。

2 人とまちがつながる

～ “文化力” による地域の活性化 ～

地域に根ざした伝統文化や文化財を貴重な資源と捉え保存と保護に努めるとともに、文化が持つ魅力や創造性を地域の活性化に活かします。そして、

これまでに収集した文化財や伝統文化などの資料を整理し市民に公開するとともに、文化活動の拠点となる文化施設の活用に努めます。

3 未来・世界へつながる

～ 特色ある“春日井文化”の創造と情報発信 ～

本市の文化を代表する「書」や「自分史」など、これまでに築いてきた“春日井文化”の伝承はもとより、市民とともに新たな文化を創造し、様々な機会と手法や媒体によって積極的に情報を発信し、未来や世界へつながることを目指します。

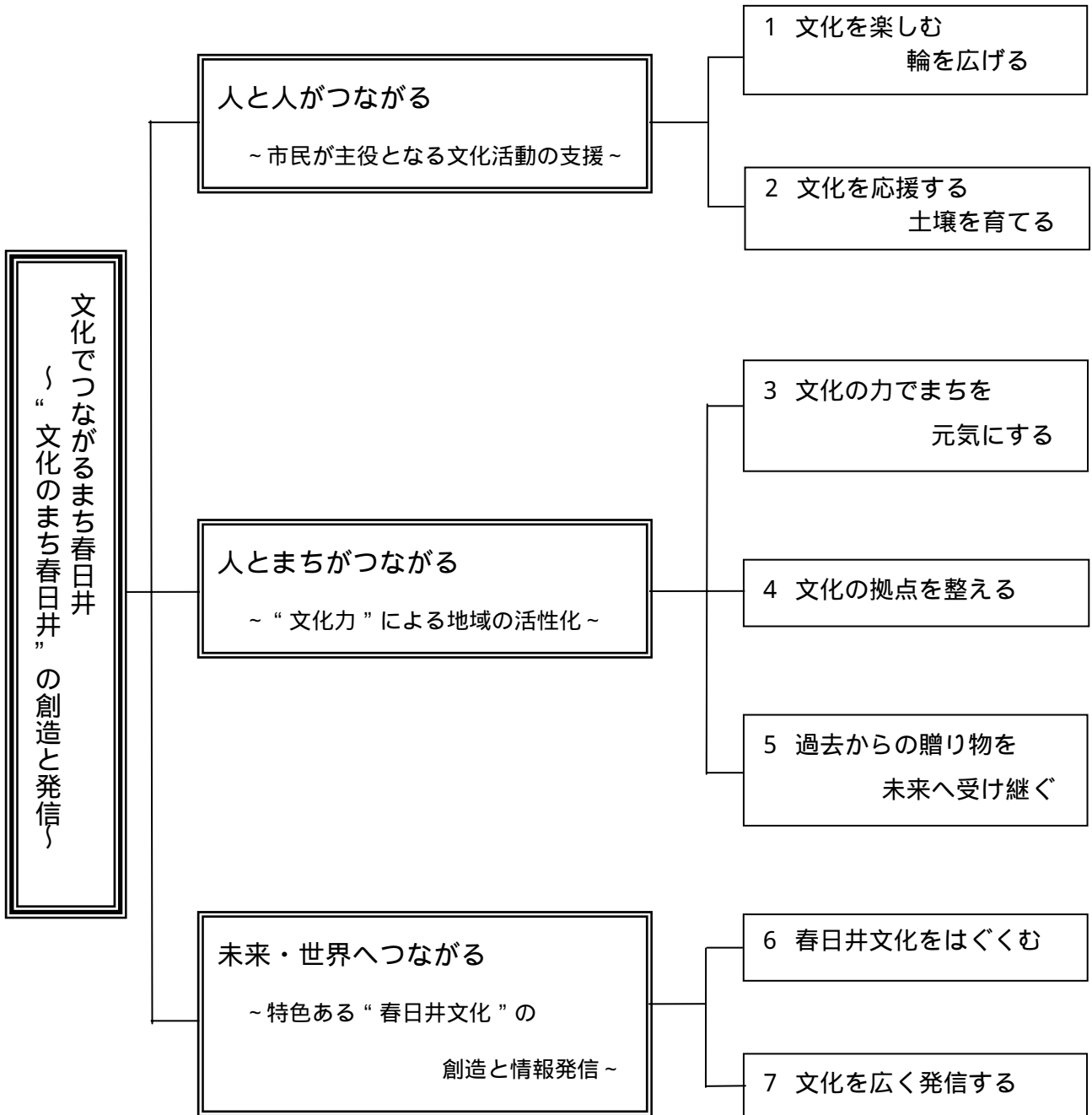
体系一覧

基本目標と3つの実施目標の実現に向けた施策の体系は次のとおりです。

基本目標

実施目標

施策



施策

施策の取組と事業の一例は次のとおりです。なお、事業の一例の後ろにある（ ）内は、事業を推進する主体で主となる順に表示しています。

施策1 文化を楽しむ輪を広げる

自ら美しいものを観、創り、他人に観てもらう機会を増やすことは、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、人の輪が広がるなど人々のコミュニケーションを活発化し、市民の文化活動をさらに豊かなものにしていきます。市や財団では、このように人と人がつながる文化活動が活発に行われるよう支援していきます。

(1) 地域の文化活動を活性化する

- ・ 市や財団が各地域に出向いて身近で気軽に文化に触れる機会を提供します。
- ・ 高齢者や障がい者、団塊の世代をはじめ市民が地域で行う文化活動を、市や財団が支援します。

【新規】

財団のアウトリーチ活動を推進（財団）

地域で行う祭りをはじめとする文化活動への助成（市）

高齢者や障がい者が地域で行う文化活動への助成（市）

【継続】

市や財団の主催による講座などの文化事業を実施（市・財団）

小中学校体育館の開放（市）

「あ～とふるマイタウン」（芸術家等派遣事業）の実施（市）

【用語の説明】

アウトリーチ活動

芸術や文化施設の観点では、日ごろ芸術や文化に触れる機会の少ない市民へ働きかけを行う活動のことをいいます。

図書館における書道作品や絵画等の貸出の充実（市）

図書館における障がい者サービスの充実（市）

文化団体の活発な活動の推進（市民・企業等・市）

(2) 将来の文化活動を担う人材を育成する

- ・ 授業の中に、文化や文化財などの素晴らしさを体験する内容を取り入れます。
- ・ 子どもや青少年が文化や芸術を鑑賞できる機会を提供します。

【新規】

小中学校の授業に文化や文化財に関する内容を導入（市）

小中学校へ芸術家や著名人等を派遣（市）

【継続】

未来を担う子どもたちのための音楽会、展覧会、舞台芸術等の開催やそれに伴う体験型事業などの推進（財団）

親子が一緒に楽しめる鑑賞事業の充実（財団）

子どもや青少年が参加できる文化事業の開催（財団）

(3) 芸術家等の文化活動を活性化する

- ・ 芸術家等の活動情報を収集し市民に提供することにより、芸術家等に活動の機会を提供します。
- ・ 新進の芸術家等を発掘し、活動の場の創出に努めます。

【新規】

インターネットで芸術家等の紹介や活動情報の提供（市）

【継続】

新進の芸術家等へ活動の機会の提供（財団・市・市民・企業等）

作品販売できる場や入場料収入を得られる場の提供（市・市民・企業等）

市民会館等公共施設における練習目的での料金設定（市）

(4) 文化や芸術を鑑賞する機会を提供する

- ・ 高齢者や親子など、誰もが文化や芸術を鑑賞できる機会を提供します。
- ・ より優れた文化や芸術の鑑賞の機会を提供するとともに、文化活動を支援するため、財団の自主、自立性を高めます。

【継続】

親子室・託児室、託児付き鑑賞事業の充実（財団・市）

高齢者・障がい者等にも配慮した鑑賞事業の実施（財団・市）

市民の意見や入場者数などの分析結果による事業の改善（財団・市）

財団事業におけるスポンサー制度導入の検討（財団）

財団友の会会員の拡充（財団）

施策2 文化を応援する土壌を育てる

市民一人ひとりが文化や芸術活動の担い手として積極的に参加していくことが文化のまちづくりには大切です。市民や企業等が、市と手を携えて文化や芸術を支援する市民メセナ活動を推進することにより、文化を応援する土壌を育てていきます。

市民メセナ活動の3つの柱

人的支援 市民が行う文化活動の企画や運営を市民自ら手助けすること

経済的支援 市民が行う文化活動を市民自ら経済的に援助すること

物的支援 市民が行う文化活動の会場を提供するなど市民自ら物的に援助すること

(1) 人的支援を行う市民の活動を活性化する

- ・ 文化活動に対し人的な支援を行う文化ボランティアを育てます。
- ・ 財団の高い専門性を活かして、市民や企業等が主催する文化事業を支援します。

【新規】

自主的、主体的に活動する文化ボランティアの育成（市民・市）

【継続】

市民自らの手による企画、運営の支援（財団）

企業等の主催する文化事業のPR（財団）

(2) 経済的支援となる市民の寄附等を増やす

- ・ 市民メセナ活動に対する市民や企業等の理解を深め、支援の輪を広げます。

【新規】

市民メセナ基金に対する寄附等の積極的な募集（市）

(3) 物的支援を行う市民の活動を活性化する

- ・ 市民や企業等が文化活動を物的に支援する意識を高め、支援の輪を広げます。

【新規】

様々な文化活動ができる場などの情報提供（市民・企業等・市）

施策3 文化の力でまちを元気にする

地域の文化は、地域経済や観光、教育、福祉等の分野はもとより、広くまちづくりの分野と関係しています。そこで、発想の幅を広げ多彩な文化を創造するため、多様な分野との連携や市の枠を越えた文化交流を推進することにより地域の文化活動を活発にし、まちを元気にしていきます。

(1) 書に関する文化交流を行う

- ・ 市内外に「書のまち春日井」を浸透させ、地域の活性化を図ります。

【新規】

文房四宝 に関連するイベントの開催（市民・企業等・市）

全国各地で開催される書に関するイベントの誘致（市民・企業等・市）

【継続】

書の振興に力を入れている自治体間の交流と連携の推進（市）

(2) 市民の文化交流を推進する

- ・ 市民レベルでの、市内外や国籍、世代や分野などの枠を越えた活発な文化交流を推進します。

【継続】

外国人住民を含む市民同士の文化交流の支援（市）

分野の異なる文化団体同士の交流の促進（市民・企業等・市）

施策4 文化の拠点を整える

本市では、平成6年に「文化フォーラム整備構想」、平成12年には「賑わいのある、歩いて楽しい鳥居松づくり基本構想」を策定して「文化活動の盛んなまちづくり」を柱の一つとして位置づけ、文化フォーラム春日井及びその周辺地区における文化を活かしたまちづくりの方向性を定めてきました。これらの構想を見直し、広域的な集客力・求心力を持つ文化施設を、市民の意見を取り入れて整備していきます。

(1) 各種文化施設の整備を検討する

- ・ 市民会館、市民の作品や美術品等の展示施設及び道風記念館の整備などについて市民とともに検討します。

【用語の説明】

文房四宝

古来より文人墨客の間では硯、墨、紙、筆を、書に関する4つの宝としてこのように呼び大切にしています。

【新規】

市民会館の整備(文化フォーラム整備構想の見直し)の検討(市・市民)

展示施設の整備の検討(市・市民)

道風記念館を文化庁の重要文化財公開承認施設とする整備(市)

施策5 過去からの贈り物を未来へ受け継ぐ

郷土の豊かな歴史・文化財・伝統文化は、今日まで地域で守り伝えられてきた貴重な財産です。特に子どもをはじめとする市民がこのような歴史・文化財・伝統文化を理解することにより、郷土への愛着が深まります。

このため、郷土の大切な文化財や伝統文化を未来へ受け継いでいくよう保護、保存及び活用を図ります。

(1) 文化財を保護し活用を図る

- ・ 文化財の調査、研究を行い、貴重なものは文化財として指定し保護、保存に努めます。
- ・ 市民へ郷土の歴史や地域の文化財の啓発や情報提供を行い、歴史や文化財への関心を高めます。

【新規】

無形文化財を動画など様々な媒体で保存(市・市民)

民俗・考古展示室での展示の充実(市)

勝川～鳥居松で実施している下街道ウォークラリーの範囲を延長(市民・市)

文化財ボランティア養成講座の開催(市)

【継続】

歴史的文化財の調査研究の推進と保護、保存の実施(市)

民具の使用法や風習、伝承などの高齢者からの聞き取り調査(市)

文化財ガイドブックによる市内の貴重な遺跡、文化財の紹介(市)

民俗考古の企画展の開催(市)

歴史があり数々の指定文化財をもつ内々神社で伝統文化の啓発

事業の開催（市民・企業等・市）

(2) 子どもたちが伝統文化に親しむことができる機会を提供する

- ・ 子どもたちと伝統文化のつながりを強め伝承していくことにより、郷土への愛着を深めます。

【新規】

子どもたちが行う伝統文化の発表の場の提供（市・市民・企業等）
伝統文化に触れる機会の少ない子どもたちの関心を高める場の提供（市）

(3) 文化財関連の施設を整備する

- ・ 楽しみながら文化財を学べる環境づくりや、歴史のある風景の保存などを行うことにより、文化財保護の意識を高めます。

【新規】

下原古窯と二子山古墳を結ぶ遊歩道の整備の検討（市）
下街道の保存の検討（市）

【継続】

下原古窯跡群の整備（市）
神屋古窯センターの整備の検討（市）
密蔵院とその周辺の歴史公園としての整備の検討（市）

施策6 春日井文化をはぐくむ

地方の時代と言われる現在において個性的で魅力あふれる文化の振興は必須となっています。将来にわたり特色ある文化を創造し継承していくことにより、さらに文化活動を活性化し未来や世界につなげます。

(1) 「書のまち春日井」を推進する

- ・ 書のまち春日井をさらに推進するため広くPRします。
- ・ 市民が書に親しみ、楽しむ機会を充実させます。

【新規】

マスコットシンボルの制作と活用（市）

書のまち春日井を推進する市民目安箱の設置（市）

【継続】

書を気軽に楽しむ講座、講演会の開催を検討（市）

(2) 自分史のまちづくりを推進する

- ・ 全国で唯一、自治体が設置した日本自分史センターの活動を広く発信し、自分史事業を拡充します。
- ・ 自分史を広く市民に浸透させ、自分史のまちづくりを推進します。

【新規】

インターネット等を活用した日本自分史センターの事業展開(財団)

日本自分史センターの蔵書データをインターネット等で提供し貸し出しを実施（財団）

【継続】

自分史シンポジウムの開催（財団）

全国を対象とした自分史の公募（財団）

施策7 文化を広く発信する

インターネットや携帯電話などの情報技術の進展により、世界中の人と人、あるいは人とまちがつながりやすくなっています。特色ある文化情報を広く発信することにより、市の知名度は高まり市民が誇りを持てるようになります。市民の文化活動を活発にし、文化の担い手を育て、文化交流を促進させられるよう、市内の文化情報の蓄積や文化情報の発信を図ります。

(1) かすがいデジタル博物館 を充実する

- ・ デジタル博物館を充実させ、春日井の文化や歴史などを広く発信します。
- ・ 利用しやすく親しみやすいように改善します。

【新規】

- 文化や歴史を紹介するコンテンツの追加（市）
- 子どもや障がい者にも利用しやすい改善（市）

(2) 文化情報を広く発信する

- ・ インターネットや市広報、情報誌などを活用して市内外の多種多様な文化情報を収集し、広く市民に提供します。

【新規】

- 自治体間における文化イベント情報の交換の推進（市）
- 文化拠点である財団の情報誌「Forum Press」の充実（財団）
- 民間情報誌を活用した文化イベント情報の提供（市・市民・企業等）
- 市内の文化イベント情報一覧を市民の集まる場所へ掲示（市・市民・企業等）

【継続】

- インターネットを活用した文化イベント情報の提供（市・市民・企業等）
- J R 各駅や地元商店街におけるポスター掲示の依頼（市・市民・企業等）
- 市広報紙面の活用（市）

【用語の説明】

かすがいデジタル博物館

市ホームページで春日井市の文化や歴史などを紹介している仮想博物館をいいます。

參考資料

1 春日井市文化振興基本条例

平成 14 年 7 月 4 日
条例第 27 号

21 世紀を迎え、時代は大きな転換期にある。経済が豊かになり規範やきずなが弱まるなか、ものに幸せを求めてきた私たちは、今、心の大切さを実感する。心の豊かさを求め、自分らしい人生や人のつながりをつくっていく上でも、また、社会が活力を持ち発展し続ける上でも、多様性と創造性を大切にする社会の構築が求められる。そこで重要な役割を担うのが文化である。

私たちのまち春日井では、はるか昔から豊かな文化が育まれてきた。東部丘陵の恵まれた自然や二子山古墳、密蔵院、小野道風誕生伝説などの優れた文化資産に加え、私たちの日々の暮らしのなかにも素晴らしい文化や伝統が息づいている。

文化は、これら今日までの遺産を礎にして、近隣市町や外国などの様々な文化を私たち自身に取り入れ、融合させるなかで発展していくものである。豊かな文化を受け継ぎ、創造し、享受し、引き継いでいくことは、私たちの権利であるとともに、先人や子孫に対する責務でもある。そして私たちは、文化を理解し楽しむための知識を深め能力を高めることで、頂きが高く裾野の広い文化を築くことができるはずである。

私たちは、個性的で魅力あふれる「文化のまち春日井」を自らの手で創造するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化の振興について、基本理念を定め、並びに市民、企業等、財団法人かすがい市民文化財団(以下「財団」という。)及び市の責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興に関する施策を総合的に推進し、もって心豊かな市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 事業所、地縁による団体、公益法人その他の民間団体をいう。
- (2) 市民メセナ活動 市民及び企業等が文化活動を擁護又は支援する活動をいう。
- (3) 芸術家等 文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者その他の文化芸術を担う者をいう。

(基本理念)

第3条 文化の振興に当たっては、市民一人ひとりが文化の担い手であることを認識するとともに、その自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、市民、企業等、財団及び市が協働し、文化のまち春日井の創造に努めなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人の生まれながらの権利であることを考慮し、すべての市民が文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化の振興に当たっては、市民一人ひとりが自分に合った文化と出会い、創造することができるよう、多彩な分野及び多様な水準にわたる文化の保護並びに発展が図られなければならない。

5 文化の振興に当たっては、施策の推進に広く市民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、文化の担い手として自主的に文化活動を展開するとともに、その活動を互いに理解し、支援するよう努めるものとする。

(企業等の責務)

第5条 企業等は、地域社会の一員として自主的に文化活動を展開するとともに、市民の活動の支援に努めるものとする。

(財団の責務)

第6条 財団は、優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、市民の文化活動を支援することにより、個性豊かな市民文化の創造及び発展に努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、文化の振興に関し、市の特性に応じた施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、現在及び将来の世代にわたって市民が文化を創造し、享受することができるとともに、文化が将来にわたって発展するように、市民の文化に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(基本計画の策定)

第8条 市長は、文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(文化活動の場の充実)

第9条 市は、市庁舎一帯を市における文化活動の拠点と位置づけ、春日井市文芸館条例(平成11年春日井市条例第16号)に定める文芸館、春日井市図書館条例(昭和45年春日井市条例第28号)に定める図書館、春日井市民会館条例(昭和40年春日井市条例第21号)に定める市民会館及び市庁舎において、芸術文化を中心とした事業が積極的に展開されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、市民に身近な文化活動の場の充実を図るため、地域における社会教育施設、学校施設等の利用を促進するための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域文化財の保存及び活用)

第10条 市は、指定文化財を始め、地域に残る文化財の保存及び継承を図るため、文化財に関する調査、記録その他の必要な施策を講ずるとともに、市民が関心をもって学習し、鑑賞する機会を提供できるよう努めるものとする。

(芸術家等の養成)

第 11 条 市は、文化活動の核となり、独自の文化を育む上で重要な存在である芸術家等の養成を図るため、芸術家等が育つことができる環境の整備、積極的に活動できる機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化活動の充実)

第 12 条 市は、次代を担う青少年の豊かな情操を育むため、優れた芸術文化に触れ、及び多様な文化活動を行う機会の提供、学校教育における文化活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第 13 条 市は、情報通信技術の活用の推進を図るため、文化活動に関する情報交換の場の提供、歴史、文化財等の情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民メセナ活動の推進)

第 14 条 市民及び企業等は、文化活動を支援する自らの役割を自覚し、積極的に市民メセナ活動を推進するよう努めるものとする。

(市民メセナ活動の支援)

第 15 条 市は、市民メセナ活動が文化のまち春日井の創造に欠くことのできないものであることを認識し、市民メセナ活動を積極的に支援するため、その仲介となる基金の設置、文化活動に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰及び助成)

第 16 条 市長は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

2 市長は、文化の振興に寄与すると認められる者に対して、助成を行うことができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に策定されているかすがい市民文化振興ビジョンは、第 8 条第 1 項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

2 プラン策定の経緯

(1) これまでの文化振興の主な取組

本市では、これまでさまざまな事業を通じて、市民の自主的な文化活動の支援や文化施設の整備、文化芸術の振興、特色ある文化の振興や発信など、総合的な市民文化の振興に努めてきました。文化振興についての近年の主な取組は次のとおりです。

日 程	主 な 取 組
平成6年9月	文化フォーラム整備構想を策定
平成11年11月	文化フォーラム春日井を開館
平成12年4月	財団を設立
平成13年3月	ビジョンを策定
平成14年7月	基本条例を制定
平成15年3月	春日井市市民メセナ基金を設置
平成15年4月	文化ボランティアの活動を開始
平成17年4月	文化フォーラム春日井と市民会館の指定管理者に財団を指定

(2) 春日井市文化懇話会

このプランの策定にあたっては、春日井市文化懇話会において概ね2年の期間をかけて検討などの作業を行いました。

懇話会の開催

ビジョンの内容を見直すとともに、広い視野からの意見を求めるため、文化関係の有識者、市民からなる「春日井市文化懇話会」において議論を重ね、提言をいただきました。

市民意見の公募

市で定めている市民意見公募の手続きに基づき、市ホームページ等を通じて案を公表し、広く市民の意見を求めました。

日 程	行 事
平成18年6月9日	春日井市文化懇話会公募委員選考委員会を開催
平成18年9月25日	第1回春日井市文化懇話会を開催
平成18年11月30日	第2回春日井市文化懇話会を開催
平成19年2月22日	第3回春日井市文化懇話会を開催
平成19年5月14日	第4回春日井市文化懇話会を開催
平成19年7月23日	第5回春日井市文化懇話会を開催
平成19年12月1日～ 平成20年1月4日	市民意見公募
平成20年1月17日	第6回春日井市文化懇話会を開催
平成20年1月17日	市長への提言

3 春日井市文化懇話会要綱

(設置)

第1条 芸術文化から生活・地域文化にいたる幅広い文化振興について、広い視野から意見を求めるため、春日井市文化懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 文化振興についての問題点に関する事。
- (2) 文化振興についての具体的な施策のあり方に関する事。
- (3) その他文化振興に関する事。

(組織)

第3条 懇話会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、文化について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 懇話会は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提供若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、企画調整部文化課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月12日から施行する。

春日井市文化懇話会委員名簿

	役 職	氏 名	所 属 団 体 等
1	会 長	中川 幾郎	帝塚山大学教授
2	副会長	井上 輝夫	中部大学教授
3	委 員	竹本 義明	名古屋芸術大学教授
4	委 員	櫻井 芳昭	春日井市郷土史研究会
5	委 員	石黒 一雄	春日井市文化協会会長
6	委 員	岩田 弘	春日井市美術協会会長
7	委 員	根本 正治	春日井市民音楽連盟会長
8	委 員	二村 みどり	春日井国際交流会・KIF代表
9	委 員	都築 修	中日新聞社春日井支局長
10	委 員	大矢 孝彦	春日井商工会議所専務理事
11	委 員	寺 嶋 眞規子	春日井市文化ボランティア
12	委 員	井口 直幸	市民代表(公募)

4 文化施設一覧

施設名	所在地	構造・延べ面積	施設概要
文化フォーラム春 日井 (文芸館・図書館)	鳥居松町5丁目	SRC造 地上4階(地下2階) 19,692㎡	(平成11年11月開館) 文芸館：ギャラリー、視聴覚ホール、 交流アトリウム、会議室2、和室2、 ボランティアルーム、文化活動室、日 本自分史センター、文化情報プラザ 図書館：一般書コーナー、児童書コー ナー、タタミコーナー、本の広場、対 面読書室、キャレル、調査研究室、ス カイフォーラム、お話体験学習コーナ ー
市民会館	鳥居松町5丁目	RC造 地上3階(地下1階) 3,875㎡	(昭和41年開館) ホール1,151席、楽屋8
道風記念館	松河戸町	RC造 2階 870㎡	(昭和56年11月開館) 展示室兼会議室2、ホール
郷土館	鳥居松町7丁目	木造 平屋 164㎡	(昭和48年6月開館) 展示室
民俗・考古展示室	柏原町1丁目	(中央公民館内)	
四つ建て民家	柏原町1丁目 (中央公民館内)	木造 平屋 78㎡	(昭和53年12月開館) 市指定有形民俗文化財展示
神屋古窯センター	神屋町	3,161㎡ (敷地)	神屋第1号窯 (全長14m、巾約2m) 桃山第8号窯 (全長6.8m、巾約1.35m)

施設名	所在地	構造・延べ面積	施設概要
八二ワの館	二子町2丁目	R C造一部木造 平屋 231m ²	(平成8年4月開館) 多目的ホール、展示コーナー
ハーモニー春日井 (青年の家)	西尾町	R C造 2階 2,270m ²	(平成6年10月開館) 研修室4、会議室、和室3、料理実習室、ホール、プレイルーム
東部市民センター	中央台2丁目	R C造 3階 5,838m ²	(昭和58年6月開館) 集会室3、視聴覚室、料理教室、ホール、研修室、資料展示室、楽屋、図書室
中央公民館	柏原町1丁目	R C造 2階 4,607m ²	(昭和52年11月市民文化センターとして開館、平成9年6月から中央公民館) 会議室6、料理教室、陶芸実習室、ホール、民俗・考古展示室、図書室
知多公民館	知多町 4丁目	R C造 2階 3,629m ²	(昭和50年1月開館) 集会室5、料理教室、ホール、実習室、図書室
鷹来公民館	町屋町	R C造 2階 1,351m ²	(昭和55年1月開館) 集会室5、ホール、料理教室、実習室、図書室
坂下公民館	坂下町4丁目	R C造 2階 1,809m ²	(昭和57年10月開館) 集会室5、ホール、料理教室、図書室
味美ふれあいセンター	西本町1丁目	R C造 2階 1,625m ²	(昭和62年6月開館) 集会室5、料理工作室、図書室、ホール
高蔵寺ふれあいセンター	高蔵寺町3丁目	R C造 3階 2,454m ²	(昭和63年6月開館) 集会室5、料理工作室、図書室、ホール

施設名	所在地	構造・延べ面積	施設概要
南部ふれあいセンター	下条町	R C 造 2 階 1,860m ²	(平成3年10月開館) 集会室4、料理工作室、図書室、トレーニングルーム、老人対話室
西部ふれあいセンター	宮町	R C 造 2 階 2,971m ²	(平成6年10月開館) 集会室6、料理工作室、図書室、トレーニングルーム、ホール
鳥居松ふれあいセンター	春見町3丁目	R C 造 2 階、一部3階 1,559m ²	(昭和46年1月図書館として開館、平成13年6月から鳥居松ふれあいセンター) 集会室6室(うち和室1室)
レディヤンかすがい (青少年女性センター、勤労青少年ホーム)	鳥居松町2丁目	R C 造 5 階、一部2階 4,575m ²	(平成3年1月開館) 会議室4、和室2、ホール2、研修室、視聴覚室、料理教室、集会室2、軽運動室、実習室、講習室、多目的ホール
グリーンパレス春日井 (勤労福祉会館)	東野町	[本館] R C 造 2 階 3,749m ²	(昭和50年6月開館) 会議室3、研修室2、和室、料理工作室、体育室、宿泊室
総合福祉センター	浅山町1丁目	R C 造 4,269m ²	(昭和55年10月開館) 集会室3、ホール2、母子憩いの家、展示室、図書室、機能回復訓練室ほか
レインボープラザ (福祉の里)	神屋町	R C 造 2 階 6,005m ²	(平成7年5月開館) 会議室、研究室、多目的室、視聴覚室、幼児室、和室4、トレーニング室、浴室(身障者)各2、機能回復訓練室、健康生活相談室

かすがい市民文化振興プラン

編集・発行 平成20年3月

春日井市企画調整部文化課

〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 0568 - 81 - 5111 (代表)

<http://www.city.kasugai.lg.jp/>